

入札公告

岐阜県立関高等学校仮設書庫賃貸借事業に関する 一般競争入札

岐阜県立関高等学校仮設書庫賃貸借事業について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

岐阜県立関高等学校長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
岐阜県立関高等学校仮設書庫賃貸借事業
- (2) 業務の概要
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から 令和 3 年 3 月 3 1 日（水）まで
- (4) 履行場所
岐阜県関市桜ヶ丘二丁目 1 - 1 関高等学校

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、上記要綱の別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けて

いないこと。

(7) 当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可業種（特定又は一般（建築工事業））の許可を受けていること。

(8) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当

〒501-3903 岐阜県関市桜ヶ丘 2-1-1

岐阜県立関高等学校 事務室

電 話：0575-22-5688

F A X：0575-23-7089

e-mail：c27322@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 2 年 3 月 1 9 日（木）から令和 2 年 3 月 2 7 日（金）までの毎日（県立学校の休日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。なお、電子メールによる交付も可能とする。

電子メールでの交付を希望する者は 3 の(1)の e-mail アドレスに次の事項を入力して送信してください。

件名：「岐阜立関高等学校仮設書庫貸借事業に係る一般競争入札の入札説明書」
希望

メッセージ欄：1. 会社名、2. 会社所在地、3. 担当部局名、
4. 担当者氏名、5. 電話番号

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を持参又は郵送により 3 の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 令和 2 年 3 月 2 7 日（金）午後 4 時までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 2 年 3 月 3 1 日（火）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札

者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他業務に着手し、又は業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年4月3日（金）午前10時から
（入札を郵便で行う場合には、令和2年4月2日（木）午後4時までに3の（1）に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜県関市桜ヶ丘 2-1-1
岐阜県立関高等学校 本館1階 小会議室
（状況により部屋を変更する場合があります。当日事務室で確認してください。）

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人は又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する金額を入札書記載金額に加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和2年3月27日（金）午後4時までに、書面により3の(1)まで提出するものとする。
- (8) 本入札は3月議会における令和2年度予算の議決をもって有効となりますので、議会の議決がない場合は入札を行いません。予めご了承ください。
- (9) 詳細は、入札説明書による。